

公益財団法人国際エメックスセンター若手研究者活動支援制度実施要綱

EMEC S 要綱第32号

施行令和2年4月1日

改正令和4年4月1日

改正令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人国際エメックスセンター（以下「当センター」という。）が行う「公益財団法人国際エメックスセンター若手研究者活動支援制度」（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当センターは、従前より閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な共生社会の構築に資することを目的とし、国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究の実施・活動に対する支援を行っている。本事業は、閉鎖性海域の環境保全・再生及び創生に資する調査・研究（以下「研究等」という。）に取り組む優れた若手研究者を育成・支援するため、当センター研究員会議（以下「研究員会議」という。）が助言・指導を行う研究等（以下「対象研究等」という。）に対し助成金を交付する。

(募集方法)

第3条 対象研究等は、原則、公募により選定するものとし、公募に関し必要な事項は、年度ごとに募集要項を策定（以下「年度募集要項」という。）のうえ定める。

(対象者)

第4条 前条で定める公募に応募できる者（以下「対象者」という。）は、対象研究等を実施する能力があり、次に掲げる国内の機関に所属する若手研究者（最初に採択される年度の4月1日時点で満45歳以下もしくは博士号の学位取得から10年以内の研究者）とする。

- (1) 国及び地方公共団体の試験研究機関及び技術開発機関
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校を除く）
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に定める国立研究開発法人
- (4) 法律に基づき直接設置された各種法人及びその他の団体など、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を非営利で行うもの

(助成金)

第5条 助成金の総額は、当センター理事会において年度ごとに定める予算の範囲内とし、1件あたりの助成金の上限は、年度募集要項において定める。

2 助成金の交付期間（以下「助成金交付期間」という。）は、当センター定款第6条で定める事業年度内で完結するよう、年度募集要項において定める。

(助成期間)

第6条 助成期間は、最大3年間とする。ただし、対象研究等の進捗状況や成果によっては、助成期間を延長することができるものとする。

(選考)

第7条 研究員会議は、年度募集要項に基づき応募のあった助成対象者の審査を行い、採択者及び採択条件（担当指導員及び助成金額等）等の審査結果（以下「研究員会議審査結果」という。）を理事長に報告するものとする。

2 前項で定める審査に関し必要な事項は別に定める。

3 理事長は、研究員会議審査結果をもとに、採択者及び採択条件並びに不採択者を決定のうえ、選考結果を通知する。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、採択者の所属機関（以下「助成対象機関」という。）に対して交付する。ただし、助成対象機関の規程等により、助成金を寄附金以外の方法で歳入できない場合に限り、当センターから助成対象機関への寄附金とすることができるものとする。なお、採択者は、採択等通知の内容を承諾できない場合等の理由により採択を辞退するときは、速やかに当センターに申し出なければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。